

役員及び評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北中央福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 役員及び評議員の報酬については無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が研修のために出張したときは、1日3,000円の旅費日当を支給する。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会及び評議員選任解任委員会及び監事監査及び指導監査の立合い等に出席した場合には、1日3,000円の旅費日当を支給する。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員はこの規程を適用しない。

(改 正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成18年 9月15日から施行する。

平成21年 4月 1日一部変更

平成29年 6月17日一部変更

令和 元年 6月15日一部変更